

(様式3)

誓約書

私は、田尻町が田尻町暴力団等排除条例（平成24年田尻町条例第10号。以下「条例」という。）に基づき、公共工事等及び売払い等により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

なお、必要な場合には、大阪府泉佐野警察署長に照会することについて承諾します。

記

- 1 私は、田尻町の公共工事等を受注するに際して、田尻町暴力団等排除条例施行規則（平成24年田尻町規則第15号。以下「規則」という。）第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、田尻町から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が田尻町から大阪府警察本部及び大阪府泉佐野警察署に提供されることに同意します。
- 4 私が規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると田尻町が大阪府警察本部又は大阪府泉佐野警察署から通報を受け、又は田尻町の調査により判明した場合は、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を田尻町に提出します。
- 6 私の使用する下請負人等が、規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると田尻町が大阪府警察本部又は大阪府泉佐野警察署から通報を受け、又は田尻町の調査により判明し、田尻町から下請契約等の解除又は二次以降の下請負に係る契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

田尻町長 様

令和 年 月 日

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

実印

田尻町暴力団等排除条例抜粋

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として規則で定めるものをいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- (5) 公共工事等 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち町が発注するものをいう。
- (6) 売払い等 売買契約その他の契約に基づいて行われる町の不動産又は物品の売払い又は貸付けをいう。
- (7) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (8) 公の施設 別表に掲げる条例に定める施設をいう。

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除)

第7条 町は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

- (1) 下請負人（公共工事に係る全ての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
- (2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

田尻町暴力団等排除条例施行規則抜粋

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるものほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等及び同条第6号に規定する売払い等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者